

第1章 税制改正

令和7年度税制改正の概要（地方税関係）

令和7年度税制改正のうち、市税に関する主な概要は次の通りです。

1 個人市民税



このマークのある項目については、PDFでご覧いただいている場合、クリックでウェブページにアクセスできます

いわゆる年収の壁への対応として、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、以下の改正が行われました。

(1) 給与所得控除の見直し



給与所得控除の最低保障額について、65万円（現行55万円）に引き上げることとされました。

(2) 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額に係る要件の引上げ



扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額に係る要件について、58万円（現行48万円）に引き上げることとされました。

※そのほか、勤労学生控除等に係る要件も引き上げられました。

(3) 大学生年代の子等に関する特別控除（特定親族特別控除）の創設



特定扶養控除に関して、控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に遞減する仕組みを導入することとされました。

※上記の改正については、令和7年分所得に係る令和8年度分の個人市民税から適用

令和7年度税制改正（いわゆる年収の壁への対応）の概要については、横浜市ウェブページをご覧ください。

横浜市 年収の壁への対応

検索



2 軽自動車税

■ 二輪車の車両区分の見直し（軽自動車税種別割）

総排気量125cc以下で最高出力を4.0kW（50cc相当）以下に制御したバイク（新基準原付バイク）に係る軽自動車税種別割の税率を年額2,000円（50cc原付と同額）とすることとされました。

令和7年度税制改正の詳細については、総務省のウェブページをご覧ください。

総務省 税制改正

検索

